

## 様式・帳票についての意見照会結果と対応案

資料 2 - 2

**(問1)** 制度上は、磁気ディスクによって住民票等の原票を調製している場合、当該原票のレイアウトを定める必要はなく、データベースの構築方法はベンダにより様々であることやシステム端末上の画面表示は標準化の対象としていないこと、実務上、原票を出力し、活用しなければならないニーズはほとんどないものと考えられることから、原票のレイアウトについては標準化の対象とはしない案としています。これについて、原票を出力するニーズがありましたら、追加が必要な項目の欄に必要な項目を列挙し、理由の欄にどのような実務で使用し、なぜ必要かを記載してください。なお、原票を様式として出力し、活用しなければならないニーズがないものと判断した場合、「原票を様式としては出力しないこと。」を標準とします。

様式等の番号	必要な項目	用途・必要だと考える具体的な理由	回答者	対応案	第7回	備考
02、04、05		原票を出力するニーズはありません。強いて言えば、システム移行において、標準仕様に対応したシステムから標準仕様に対応していないシステムへ移行した場合、移行データの検証で原票の印字内容の比較ができなくなることです。	準構成員	0 (この項目においては)対応しない	0	原票を様式として出力するニーズがあること回答はなかったため、「原票を様式としては出力しないこと。」を標準とする。
06、07		原票を出力するニーズはありません。そもそも、住民記録から作成するものではないと考えます。	準構成員	0 (この項目においては)対応しない	0	原票を様式として出力するニーズがあること回答はなかったため、「原票を様式としては出力しないこと。」を標準とする。

**(問2)** 今回、届出書・申請書については住民記録システムから出力するニーズが低いと考えられるため、標準化の対象外としています。また、証明書や帳票についても、こちらで把握しているもののうち、必要と思われるもののみについてレイアウト案をお示ししています。そのため、今回お示したものを以外に、もし必要な様式等がありましたら、様式等の名称、必要な項目、用途・必要だと考える理由を以下の所定の欄に御記入ください。なお、その他の様式についてニーズがないものと判断した場合、「その他の様式については出力しないこと。」を標準とします。

様式等の名称	必要な項目	用途・必要だと考える具体的な理由	回答者	対応案	第7回	備考
転出証明書	J-LIS既存住基システム改造仕様書に準じる。	論点にあったとおり、標準化のニーズが高い帳票である。	準構成員	0 (この項目においては)対応しない	0	転出証明書は今回の照会の対象とされていないが、5論点・2様式として別途検討中である。
転出証明書			構成員	0 (この項目においては)対応しない	0	転出証明書は今回の照会の対象とされていないが、5論点・2様式として別途検討中である。
転出証明書	-	今回の様式資料(資料1)に転出証明書が含まれておりませんでした。標準化対象外となったのでしょうか。	準構成員	0 (この項目においては)対応しない	0	転出証明書は今回の照会の対象とされていないが、5論点・2様式として別途検討中である。
転出証明書	氏名、生年月日、性別、世帯主、続柄、本籍、筆頭者、住民票コード、個人番号、住所、国保、後期、介護、年金、児童手当、転出先住所、転出(予定)日	令23条2項	構成員	0 (この項目においては)対応しない	0	転出証明書は今回の照会の対象とされていないが、5論点・2様式として別途検討中である。
転入通知情報エラーリスト	転入通知の情報(異動日、新住所地、旧住所地、氏名、生年月日)、既存住基の情報(宛名番号、氏名、住所、生年月日、転出予定先住所)	No. 92参照	構成員	1 意見のとおり対応する	0	
転入通知更新リスト	転入通知の情報(異動日、新住所地、旧住所地、氏名、生年月日)、既存住基の情報(宛名番号、氏名、住所、生年月日、転出予定先住所)	No. 92参照	構成員	1 意見のとおり対応する	0	
異動届		様式標準化の対象外と考えますが、上記7行目にある「その他の様式については出力しないこと」が「出力してはいけない」と読み取れてしまいます。この場合、異動届に予めヒアリングした項目をシステム印字し、届出者にサイン・捺印して頂いている自治体が困るのではないのでしょうか。「標準化しない」にして頂いた方がよいと考えます。	準構成員	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	住民異動届を標準化の対象外とする理由は、システムから通常出力されないからであるが、「書かない窓口」のように、住民異動届もシステムから出力するのであれば、(システムから出力する様式としては)標準化する必要があり、ニーズを確認する。
出入国管理庁通知更新リスト	出入国管理庁通知の情報(異動事由、事由発生前年月日、居住地、氏名(英字、漢字)、生年月日、カード番号、国籍、在留資格、期間満了日)、既存住基の情報(宛名番号、住所、氏名(英字、漢字)、生年月日、カード番号、国籍、在留資格、期間満了日)	No 144-2参照	構成員	1 意見のとおり対応する	0	
通称の記載及び削除に関する事項	通称・記載市町村名・記載年月日・削除市町村名・削除年月日	外国人住民票の別紙として「通称の記載及び削除に関する事項」が必要ではないか。	準構成員	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	外国人の「通称の記載及び削除に関する事項」について、別紙として設けるか、中に組み込むか、ニーズを確認する。
個人番号カード交付申請書		No.198参照	構成員	2 別案(備考に記載)のとおり対応する	0	J-LISの様式をそのまま採用する。

仮登録内容の確認用 帳票	住民票の全項目（修正後）	N o. 67参照	構成員	3	今回は事務局案を示さない（第7回分科会において議論する）	1	以下の「住民異動届受付審査票」とともにニーズを確認する。
住民異動受付審査票	住所、氏名、生年月日、性別、住所を定めた日、小学校区、中学校区、本籍、筆頭者、住民票コード、国民年金（番号、得喪の日）、介護保険、国保（主・員、番号）、後期高齢、児童手当、児童扶養、印鑑番号、医療、番号カード、宛名コード	戸籍の届出により氏名変更、番号カードの変更の有無、児童手当、児童扶養手当案内確認。住所変更で国保案内、学校変更（ゴミカレンダー案内）の有無、児童手当・児童扶養手当案内など	構成員	3	今回は事務局案を示さない（第7回分科会において議論する）	1	ニーズを確認する。
未審査一括消除一覧	入力支所もしくは職員、宛名番号、氏名、性別、生年月日、異動処理内容）	仮更新のまま、更新し忘れがなかった確認するためのもので、本リストがないと気づき得ないため。	構成員	3	今回は事務局案を示さない（第7回分科会において議論する）	1	ニーズを確認する。
送付先情報送信エラーリスト	宛名番号、氏名、性別、生年月日、エラー理由	C Sまで送信されれば、住基ネットのアラートシステムで感知できるが、既存住基からの送信が失敗している場合は気づく手段がないため。	構成員	3	今回は事務局案を示さない（第7回分科会において議論する）	1	ニーズを確認する。

（問3） 様式09、10、13、14、15、16については、①条文（本人等請求・公用請求・第三者申出）ごとに様式を分ける方法と、②本人等請求をベースとした1種類のレイアウトのみを用意し、他の請求等の場合は、非表示部分を黒塗りやアスタリスク表示とする方法が考えられます。どちらが望ましいかについて、様式ごとに望ましいと思う方法の番号とその理由を御記入ください。

様式番号	望ましい方法の番号	その理由	回答者	対応案	第7回	備考
9	②本人等請求をベース	複数ある場合、変更時に差異を確認する必要がある為。	準構成員	別案（備考に記載）のとおり対応する	0	「②本人等請求をベースとした1種類のレイアウトのみを用意し、他の請求等の場合は、非表示部分を黒塗りやアスタリスク表示とする方法」が大勢だったため、そのように対応する。
	②本人等請求をベース	当社システムは②で実装されており、「公用」の文字は帳票名の左上隅に印字している。この仕様に対して、当社ユーザからの改修要望等は特にない。	準構成員			
	②本人等請求をベース	公用請求、第三者申出の様式が定まってないため、ベースは本人等請求のレイアウト対応でよい。	構成員			
	②本人等請求をベース	現状も1種類のレイアウトで不都合はないため	構成員			
	②本人等請求をベース	請求区分（条文）によって、示すことができる項目に差異があるが、本人請求の場合でも特別の請求がなければ記載の省略がされるほか、（法第12条第5項）、公用、第三者の場合であっても個人番号、住民票コード以外の記載事項は必要に応じ記載を申し出ることができるとされ、市区町村長はこの申出を相当とする場合には申出事項を表示して交付するとされていることから、①を採用したとしても個別の請求で表示すべき事項は異なることとなるため。	構成員			
	②本人等請求をベース	システム実装上、②の方が効率的である。請求によって、非表示・黒塗りの制御をすることは可能。別レイアウトとした場合、レイアウトモジュールも複数となり保守コストが増加する。	準構成員			
	②本人等請求をベース	複数のフレームを管理するメリットがないため	構成員			
	②本人等請求をベース	今後の制度改正等を考慮すると、様式の管理が一種類の方がメンテナンスコストが少ないと考えられるため	準構成員			
	②本人等請求をベース	法改正等で様式変更となった場合の改修規模が小さくすむ。	準構成員			
	②本人等請求をベース	本人請求の様式で他の要件を満たすことができるため、ペндаとしては機能重複を避けたいので1レイアウトのみが望ましいです。弊社パッケージでは、右上の欄外に「公用」といった文言を出力可能にすることでレイアウトをあわせています。	準構成員			
	②本人等請求をベース	ペндаとしては条文によって様式を分けるよりも、様式を統一し、必要に応じて「公用」を印字したり、非表示部分を黒塗りやアスタリスク表示とする方が、保守コストや法改正時の改修コストが低く抑えられると考えます。	準構成員			
	②本人等請求をベース	現行1種類で運用、かつ様式パターンを増やさず、目的は②で達成されるため。	構成員			
	②本人等請求をベース	同じレイアウトで問題ない。同じレイアウトの方が点検しやすい	構成員			
②本人等請求をベース	共通様式の方が情報の表示位置が統一できる。	構成員				
10	②本人等請求をベース	複数ある場合、変更時に差異を確認する必要がある為。	準構成員	別案（備考に記載）のとおり対応する	0	「②本人等請求をベースとした1種類のレイアウトのみを用意し、他の請求等の場合は、非表示部分を黒塗りやアスタリスク表示とする方法」が大勢だったため、そのように対応する。
	②本人等請求をベース	当社システムは②で実装されており、「公用」の文字は帳票名の左上隅に印字している。この仕様に対して、当社ユーザからの改修要望等は特にない。	準構成員			
	②本人等請求をベース	公用請求、第三者申出の様式が定まってないため、ベースは本人等請求のレイアウト対応でよい。	構成員			
	②本人等請求をベース	現状も2種類のレイアウトで不都合はないため	構成員			
	②本人等請求をベース	システム実装上、②の方が効率的である。請求によって、非表示・黒塗りの制御をすることは可能。別レイアウトとした場合、レイアウトモジュールも複数となり保守コストが増加する。	準構成員			
	②本人等請求をベース	複数のフレームを管理するメリットがないため	構成員			
	②本人等請求をベース	法改正等で様式変更となった場合の改修規模が小さくすむ。	準構成員			
	②本人等請求をベース	今後の制度改正等を考慮すると、様式の管理が一種類の方がメンテナンスコストが少ないと考えられるため	準構成員			
	②本人等請求をベース	本人請求の様式で他の要件を満たすことができるため、ペндаとしては機能重複を避けたいので2レイアウトのみが望ましいです。弊社パッケージでは、右上の欄外に「公用」といった文言を出力可能にすることでレイアウトをあわせています。	準構成員			
	②本人等請求をベース	ペндаとしては条文によって様式を分けるよりも、様式を統一し、必要に応じて「公用」を印字したり、非表示部分を黒塗りやアスタリスク表示とする方が、保守コストや法改正時の改修コストが低く抑えられると考えます。	準構成員			
	②本人等請求をベース	現行2種類で運用、かつ様式パターンを増やさず、目的は②で達成されるため。	構成員			

	②本人等請求をベース	共通様式の方が情報の表示位置が統一できる。	構成員			
	②本人等請求をベース	非表示とすることで対応は可能であり、様式を分ける必要はない。	構成員			
13	②本人等請求をベース	複数ある場合、変更時に差異を確認する必要がある為。	準構成員	2	別案（備考に記載）のとおり対応する	0
	②本人等請求をベース	当社システムは②で実装されており、「公用」の文字は帳票名の左上隅に印字している。この仕様に対して、当社ユーザからの改修要望等は特にな	準構成員			
	②本人等請求をベース	公用請求、第三者申出の様式が定まっていないため、ベースは本人等請求のレイアウト対応でよい。	構成員			
	②本人等請求をベース	現状も3種類のレイアウトで不都合はないため	構成員			
	②本人等請求をベース	システム実装上、②の方が効率的である。請求によって、非表示・黒塗りの制御をすることは可能。別レイアウトとした場合、レイアウトモジュールも複数となり保守コストが増加する。	準構成員			
	②本人等請求をベース	複数のフレームを管理するメリットがないため	構成員			
	②本人等請求をベース	法改正等で様式変更となった場合の改修規模が少なくすむ。	準構成員			
	②本人等請求をベース	今後の制度改正等を考慮すると、様式の管理が一種類の方がメンテナンスコストが少ないと考えられるため	準構成員			
	②本人等請求をベース	本人請求の様式で他の要件を満たすことができるため、ペндаとしては機能重複を避けたいので3レイアウトのみが望ましいです。弊社パッケージでは、右上の欄外に「公用」といった文言を出力可能にすることでレイアウトをあわせています。	準構成員			
	②本人等請求をベース	ペндаとしては条文によって様式を分けるよりも、様式を統一し、必要に応じて「公用」を印字したり、非表示部分を黒塗りやアスタリスク表示と	準構成員			
	②本人等請求をベース	現行3種類で運用、かつ様式パターンを増やさず、目的は②で達成されるため。	構成員			
	②本人等請求をベース	共通様式の方が情報の表示位置が統一できる。	構成員			
②本人等請求をベース	非表示とすることで対応は可能であり、様式を分ける必要はない。	構成員				
14	②本人等請求をベース	複数ある場合、変更時に差異を確認する必要がある為。	準構成員	2	別案（備考に記載）のとおり対応する	0
	②本人等請求をベース	当社システムは②で実装されており、「公用」の文字は帳票名の左上隅に印字している。この仕様に対して、当社ユーザからの改修要望等は特にな	準構成員			
	②本人等請求をベース	公用請求、第三者申出の様式が定まっていないため、ベースは本人等請求のレイアウト対応でよい。	構成員			
	②本人等請求をベース	現状も4種類のレイアウトで不都合はないため	構成員			
	②本人等請求をベース	システム実装上、②の方が効率的である。請求によって、非表示・黒塗りの制御をすることは可能。別レイアウトとした場合、レイアウトモジュールも複数となり保守コストが増加する。	準構成員			
	②本人等請求をベース	現行4種類で運用、かつ様式パターンを増やさず、目的は②で達成されるため。	構成員			
	②本人等請求をベース	複数のフレームを管理するメリットがないため	構成員			
	②本人等請求をベース	法改正等で様式変更となった場合の改修規模が少なくすむ。	準構成員			
	②本人等請求をベース	今後の制度改正等を考慮すると、様式の管理が一種類の方がメンテナンスコストが少ないと考えられるため	準構成員			
	②本人等請求をベース	本人請求の様式で他の要件を満たすことができるため、ペндаとしては機能重複を避けたいので4レイアウトのみが望ましいです。弊社パッケージでは、右上の欄外に「公用」といった文言を出力可能にすることでレイアウトをあわせています。	準構成員			
	②本人等請求をベース	ペндаとしては条文によって様式を分けるよりも、様式を統一し、必要に応じて「公用」を印字したり、非表示部分を黒塗りやアスタリスク表示と	準構成員			
	②本人等請求をベース	共通様式の方が情報の表示位置が統一できる。	構成員			
②本人等請求をベース	非表示とすることで対応は可能であり、様式を分ける必要はない。	構成員				
15	②本人等請求をベース	複数ある場合、変更時に差異を確認する必要がある為。	準構成員	2	別案（備考に記載）のとおり対応する	0
	②本人等請求をベース	※住民記録から作成するものではないと考えます。	準構成員			
	②本人等請求をベース	公用請求、第三者申出の様式が定まっていないため、ベースは本人等請求のレイアウト対応でよい。	構成員			
	②本人等請求をベース	現状も5種類のレイアウトで不都合はないため	構成員			
	②本人等請求をベース	システム実装上、②の方が効率的である。請求によって、非表示・黒塗りの制御をすることは可能。別レイアウトとした場合、レイアウトモジュールも複数となり保守コストが増加する。	準構成員			
	②本人等請求をベース	複数のフレームを管理するメリットがないため	構成員			
	②本人等請求をベース	法改正等で様式変更となった場合の改修規模が少なくすむ。	準構成員			
	②本人等請求をベース	今後の制度改正等を考慮すると、様式の管理が一種類の方がメンテナンスコストが少ないと考えられるため	準構成員			
	②本人等請求をベース	本人請求の様式で他の要件を満たすことができるため、ペндаとしては機能重複を避けたいので5レイアウトのみが望ましいです。弊社パッケージでは、右上の欄外に「公用」といった文言を出力可能にすることでレイアウトをあわせています。	準構成員			
	②本人等請求をベース	ペндаとしては条文によって様式を分けるよりも、様式を統一し、必要に応じて「公用」を印字したり、非表示部分を黒塗りやアスタリスク表示と	準構成員			
	②本人等請求をベース	現行5種類で運用、かつ様式パターンを増やさず、目的は②で達成されるため。	構成員			
			戸籍附票は、戸籍システムから出力します。住民記録システムではありません。戸籍ペндаの意見はどうなのでしょう			

	②本人等請求をベース	共通様式の方が情報の表示位置が統一できる。	構成員			
	②本人等請求をベース	非表示とすることで対応は可能であり、様式を分ける必要はない。☒住民記録システムから発行する？	構成員			
16	-	附票は戸籍システムで管理しているため、どちらでもない。	準構成員	2	別案（備考に記載）のとおり対応する	0
	②本人等請求をベース	※住民記録から作成するものではないと考えます。	準構成員			
	②本人等請求をベース	公用請求、第三者申出の様式が定まっていないため、ベースは本人等請求のレイアウト対応でよい。	構成員			
	②本人等請求をベース	現状も6種類のレイアウトで不都合はないため	構成員			
	②本人等請求をベース	システム実装上、②の方が効率的である。請求によって、非表示・黒塗りの制御をすることは可能。別レイアウトとした場合、レイアウトモジュールも複数となり保守コストが増加する。	準構成員			
	②本人等請求をベース	今後の制度改正等を考慮すると、様式の管理が一種類の方がメンテナンスコストが少ないと考えられるため	準構成員			
	②本人等請求をベース	複数のフレームを管理するメリットがないため	構成員			
	②本人等請求をベース	法改正等で様式変更となった場合の改修規模が小さくすむ。	準構成員			
	②本人等請求をベース	本人請求の様式で他の要件を満たすことができるため、ペндаとしては機能重複を避けたいので6レイアウトのみが望ましいです。弊社パッケージでは、右上の欄外に「公用」といった文言を出力可能にすることでレイアウトをあわせています。	準構成員			
	②本人等請求をベース	ペндаとしては条文によって様式を分けるよりも、様式を統一し、必要に応じて「公用」を印字したり、非表示部分を黒塗りやアスタリスク表示とすることが、保守コストや法改正時の改修コストが低く抑えられると考えます。	準構成員			
	②本人等請求をベース	現行6種類で運用、かつ様式パターンを増やさず、目的は②で達成されるため。	構成員			
	②本人等請求をベース	戸籍附票は、戸籍システムから出力します。住民記録システムではありません。戸籍ペндаの意見はどうなのでしょう	構成員			
	②本人等請求をベース	共通様式の方が情報の表示位置が統一できる。	構成員			
	②本人等請求をベース	非表示とすることで対応は可能であり、様式を分ける必要はない。☒住民記録システムから発行する？	構成員			

（問4） 資料1の様式レイアウト案を御確認いただき、追加すべき項目、不要と考える項目、項目名を変更すべきと考える項目、配置を変更すべきと考える項目のそれぞれについて、以下の表を埋めて御回答ください。回答欄が足りない場合は、欄を追加してご記入ください。なお、配置すべき位置については、「項目〇〇の上に配置し、その下の各項目を一段ずらす」のように、当該項目を移動する位置と、ずれた分の他の項目の処理を具体的に御記入ください。

<追加すべき項目>

様式の番号	項目名	配置すべき位置	追加すべきと考える理由	回答者	対応案	第7回	備考
03	氏名カナ	氏名欄の上段 例（氏名欄） 上段：ソム 知 下段：総務 太郎	地区ごとに改ページし、世帯ごとの世帯主氏名カナ順に印字している当社ユーザが多い。	準構成員	0 （この項目においては）対応しない	0	かなは、現段階では、住民基本台帳制度上位置付けられていない。
03	フリガナ	氏名の上段	閲覧者から氏名の読み方について、質問を受けるため、「フリガナ」を追加	構成員	0 （この項目においては）対応しない	0	かなは、現段階では、住民基本台帳制度上位置付けられていない。
09、10、13、14	公用	帳票名の右上隅	公用（免除事由）に関する情報を印字する必要がある。	準構成員	2 別案（備考に記載）のとおり対応する	0	制度上の話ではないと思われるが、機能要件No.14で「証明書（住民票の写し及び住民票記載事項証明書）に「公用」の表示（印字）ができること。」としていることから、証明書（住民票の写し及び住民票記載事項証明書）に「公用」の表示（印字）ができることとする。
09、10、13、14	カタカナ表記	個人ごとの枠内の最下段（カタカナ表記が上段）	カタカナ表記に関する情報を印字する必要がある。	準構成員	0 （この項目においては）対応しない	0	かなは、現段階では、住民基本台帳制度上位置付けられていない。
09、10、13、14	事実上の世帯主	個人ごとの枠内の最下段（カタカナ表記が上段）	事実上の世帯主に関する情報を印字する必要がある。	準構成員	0 （この項目においては）対応しない	0	事務処理要領第2-1-1-(2)-エ（エ）のとおり、事実上の世帯主を備考欄に記入することがあり得るが、備考欄の問題であり、欄を追加することはない。
09-01、09-03 10-01、10-03	認証文	項目日付の上に配置し、その下の各項目を一段ずらす	事務処理要領4（1）①ウ（ア）により「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」旨の認証文が必要ではないか	構成員	1 意見のとおり対応する	0	

09-1、09-3、 10-1、10-3	転居前住所	転入前住所の下端 または 転入前住所の代わり	住所履歴の証明の実態として、転入前住所よりも転居前住所を求められることが多いです。履歴付き住民票の写しの交付回数を減らすためにも、転居前住所がある場合には転居前住所を標準で記載した方が利便性が高いと考えます。履歴付き住民票はコンビニ交付対象としないことが想定されますが、転居前住所をコンビニ交付で証明できると窓口での再発行を減らすことができます。	準構成員	0	(この項目においては)対応しない	1	住民票の写しの記載事項は法定されており、その中に転入前住所はあるが、転居前住所はない。転居前住所が必要であれば、履歴として証明することで足りる。
11、12		項目日付の上に配置し、その下の各項目を一段ずらす	「この住民票の写しは、住所地市町村長から請求に係る住民票に記載されている世帯全員の事項が住民基本台帳法第12条の4第3項の規定により通知され、その通知に基づき作成されたものです」は不要か？事務処理要領の様式例では表記がある。	構成員	2	別案（備考に記載）のとおり対応する	0	広域交付住民票は、住民記録システムから出力するものではないため、標準化の対象外とする。
13、14	死亡の届出日、死亡日、 推定死亡日	転出届出年月日、転出年月日、転出先住所欄を切り替えて印字	死亡に関する情報を印字する必要がある。	準構成員	2	別案（備考に記載）のとおり対応する	1	13-1については、「転出届出年月日」欄を「届出年月日」欄に改めてはどうか。また、「転出年月日」欄を削り、「消除事由」欄を「消除年月日」欄と「消除事由」欄に分け、「消除事由」欄には、「改製」、「転出」、「死亡」、「不現住」、「失踪」等と記入することとしてはどうか。
13、14	職権消除の届出日、 消除日	転出届出年月日、転出年月日欄を切り替えて印字	職権消除に関する情報を印字する必要がある。	準構成員	2	別案（備考に記載）のとおり対応する	1	13-1については、「転出届出年月日」欄を「届出年月日」欄に改めてはどうか。また、「転出年月日」欄を削り、「消除事由」欄を「消除年月日」欄と「消除事由」欄に分け、「消除事由」欄には、「改製」、「転出」、「死亡」、「不現住」、「失踪」等と記入することとしてはどうか。
13-1、13-2、 14-1、14-2	転入通知受理欄	転出先住所欄の右側に「転入通知受理」欄を設ける	住基法第十五条の三の2には「第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る除票に転出をした旨の記載をする。」とあります。転入通知を受理した旨をいざこかに記載する必要がありますが、消除事由欄に編集して記載するよりは専用の項目があった方がよいと考えます。編集プログラムの存在はベンダごとになってしまったため、標準仕様としては可能なかぎり編集のない出用する／しないという単純な項目の方が、よりカスタマイズレスになります。	準構成員	2	別案（備考に記載）のとおり対応する	1	転入通知受理について、除票の原票には記載する必要があるのに対し、除票の写しには、特別の請求のない限り、記載する必要はないが、ニーズを確認する。 13-1については、「転出届出年月日」欄を「届出年月日」欄に改めてはどうか。また、「転出年月日」欄を削り、「消除事由」欄を「消除年月日」欄と「消除事由」欄に分け、「消除事由」欄には、「改製」、「転出」、「死亡」、「不現住」、「失踪」等と記入することとしてはどうか。
13-1、13-2 14-1、14-2	転確通知年月日	消除事由の上段左	転出予定と転出確定の双方を記載した方が現況が把握し易いため。	構成員	2	別案（備考に記載）のとおり対応する	1	ニーズを確認する。 13-1については、「転出届出年月日」欄を「届出年月日」欄に改めてはどうか。また、「転出年月日」欄を削り、「消除事由」欄を「消除年月日」欄と「消除事由」欄に分け、「消除事由」欄には、「改製」、「転出」、「死亡」、「不現住」、「失踪」等と記入することとしてはどうか。
13-1、13-2 14-1、14-2	転出確定年月日	消除事由の上段右	転出予定と転出確定の双方を記載した方が現況が把握し易いため。	構成員				
13-1、13-2 14-1、14-2	転入届出年月日 転入年月日	転出届出年月日の下		準構成員				
13-1、13-2 14-1、14-2	転出先住所(確定)	転出届出年月日の下端	転出予定と転出確定の双方を記載した方が現況が把握し易いため。	構成員				

13-1、13-2 14-1、14-2	あたらしい住所	転出届出年月日の下	<p>除票のレイアウト案では転出の届出を実施した時点なのか、転出先市町村に転入の届出を実施したかが判断できません。レイアウトの例では、転出先住所、転出届出年月日、転出年月日は転出の届出を行った際に記載した住所のままとなっていると思われる、住基ネットを經由して転出先から送付された「転出確定通知」の内容を記載する必要があると考えます。尚、左記の項目名、配置すべき位置は、レイアウトに対し項目（行）を追加をする内容で記載していますが、他市町村から「転出確定通知」を受けた場合、次の3案の何れかの対応が良いと考えます。</p> <p>①「あたらしい住所」、「転入届出年月日」、「転入年月日」を別欄として追加しそれぞれの内容を記載する。</p> <p>②「転入届出年月日」、「転入年月日」を別欄として追加し、「転出先住所」は「あたらしい住所」の内容を記載する。</p> <p>③「転出届出年月日」を「転入届出年月日」、「転出年月日」を「転出年月日」と表記を変更し、それぞれの日付を表示する。</p>	準構成員	9	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	「転入届出年月日」を記載する必要はないが、趣旨を確認する。
13-1、13-2 14-1、14-2	認証文	項目日付の上に配置し、その下の各項目を一段ずらす	「この写しは、除かれた住民票の原本と相違ないことを証明する」として認証文は不要か。	構成員	1	意見のとおり対応する	0	
15	消除日と同じ枠	編製日の下段に消除日という項目名は不要ですが、空行を入れて頂きたいです。	附票の写しと除附票の写しのレイアウトを合わせると効率的となるためです。	準構成員	2	別案（備考に記載）のとおり対応する	0	戸籍の附票（及びその除票）の写しは、住民記録システムから出力するものではないため、標準化の対象外とする。
15	通知日等	住所と住定日の間	<p>「証明事項ではないため欄を設けない」ですが、証明（法定）項目でないにせよ、いつ記載したか不明な証明は避けるべきと考えます。</p> <p>届出2週間以内に全て記載される訳ではなく、1年後に記載される等多くございます。</p> <p>例えば、一年前の内容のデータを夜間バッチ等で受信した際、記載がされる前日と記載後では、内容が大きく変わります。そこで通知等記載日を入れることで、記載前日と記載後の整合性を保っていると考えます。（この考え方は、住基と同じと考えます。）</p> <p>補足に、勿論、法定項目で整理をしたい処ではありますが、戸籍附票は、戸籍システムから出力されており、本項目は多くの事業者様がサポートしていると考えています。統一化が進んだ場合、究極項目が不要となり、削るための改修に至る（表現が大袈裟で申し訳ないです。）のは避けたい処です。</p>	構成員	2	別案（備考に記載）のとおり対応する	0	戸籍の附票（及びその除票）の写しは、住民記録システムから出力するものではないため、標準化の対象外とする。
15、16	異動事由	各住所の右列を作る	最新住所履歴が職権消除等の無効な住所履歴のケースがあるためです。	準構成員	2	別案（備考に記載）のとおり対応する	0	戸籍の附票（及びその除票）の写しは、住民記録システムから出力するものではないため、標準化の対象外とする。
15、16	住所の履歴を印字するパターン	「住所」「住定日」「在外選挙人名簿登録市町村名」の項目が繰り返される認識ですが、その場合は並び順は降順（新しい住所が一番上になる順）がよいと考えます。	実際の附票の証明は住所の履歴を証明する必要があるから交付するので、2つ以上の履歴があることが通常です。そのサンプルがないと標準化に至らないと考えます。	準構成員	2	別案（備考に記載）のとおり対応する	0	戸籍の附票（及びその除票）の写しは、住民記録システムから出力するものではないため、標準化の対象外とする。
15、16	除籍者	除籍者が確認できるようにする	どの方が除籍者が識別するため。	準構成員	2	別案（備考に記載）のとおり対応する	0	戸籍の附票（及びその除票）の写しは、住民記録システムから出力するものではないため、標準化の対象外とする。
15、16	性別、生年月日、住民票コード	名の下段	デジタル手続法により追加になるため、予め追加して標準化した方が効率的です。	準構成員	2	別案（備考に記載）のとおり対応する	0	戸籍の附票（及びその除票）の写しは、住民記録システムから出力するものではないため、標準化の対象外とする。

	消除情報 (転出先住所、異動日、 届出日、事由)	「転入前住所」の下	住民票の写し、記載事項証明書、除票のレイアウトを統一することで法改正での修正が少なく済む	構成員	3	今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	住民票の写しと除票の写しのレイアウトを統一すると、住民票の写しに不要な行が増えるが、それでも良いか。 記載事項証明書のレイアウトは、住民票の写しのレイアウトを基に、職員が住民のニーズに応じて項目を選択し(選択しない項目は、項目名も含めてアスタリスク表示とする。)、必要に応じてワープロ的に修正できることとしてはどうか(ニーズや実務を確認)。
	通称履歴(通称、記載市町村名、記載年月日、削除市町村名、削除年月日)		0 令第30条の15-2	構成員	3	今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	外国人の「通称の記載及び削除に関する事項」について、別紙として設けるか、中に組み込むか、ニーズを確認する。
	認証文	発行年月日の上	10-2と統一するため	構成員	1	意見のとおり対応する	0	

<不要と考える項目>

様式の番号	項目名	不要と考える理由	回答者	対応案	第7回	備考
09	文書番号	出力している自治体は少ないのではないか。	準構成員	0 (この項目においては) 対応しない	0	機能要件No. 49、No. B7の議論において、証明書においては、認証番号(発行番号)を出力する方向で検討している。
09-01	届出の年月日	サンプルだと、届出の年月日「令和元年12月1日」は何の届出があった日か分からない。また、通知や職権で変更する場合もあるため、「届出の年月日」で固定すべきでない。	準構成員	0 (この項目においては) 対応しない	0	「住所を定めた旨の届出の年月日」(職権で住民票の記載をした者については、その年月日)のことである(法第7条第8号参照)。 広域交付住民票でも同様の表現がなされており、他に分かりづらいとの意見もなかったため、原案を維持する。
09-2、10-2	認証文	各証明書に認証文があったりなかったりします。現代において、この認証文は不要ではないでしょうか。単身世帯者が一人暮らしであることをわからないようにするといった配慮をすればいいなら、削除してもよいと考えます。住民票写しを請求する側として、同じ世帯であることを証明する機会はあるが、全員であることを証明する機会はほぼないためです。また、デジタル手続法により除票の認証文の考えがさらに複雑になりました。誤った記載や、カスタマイズになるくらいなら削除の方がよいと考えます。もし必要となる場合は除票の場合の記載例が必要と考えます。	準構成員	2 別案(備考に記載)のとおり対応する	0	機能要件No. 49の議論において、証明書においては、認証文を出力する方向で検討している。 認証文が入っていない様式については、認証文を挿入する。
10	文書番号	出力している自治体は少ないのではないか。	準構成員	0 (この項目においては) 対応しない	0	機能要件No. 49、No. B7の議論において、証明書においては、認証番号(発行番号)を出力する方向で検討している。
11、12、15、16		附票関連・広域交付関連については、住民記録システムでは対応不可	構成員	1 意見のとおり対応する	0	
13	文書番号	出力している自治体は少ないのではないか。	準構成員	0 (この項目においては) 対応しない	0	機能要件No. 49、No. B7の議論において、証明書においては、認証番号(発行番号)を出力する方向で検討している。
14	文書番号	出力している自治体は少ないのではないか。	準構成員	0 (この項目においては) 対応しない	0	機能要件No. 49、No. B7の議論において、証明書においては、認証番号(発行番号)を出力する方向で検討している。
14-2	帳票自体	個人票で管理している場合、除票の記載事項証明書の編集は困難なため。全員一緒に除票になった場合は編集可能だが、除票日が違ったり、複数回の転出で除票が複数ある場合は、編集できない。	準構成員	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	除票記載事項証明書は、日本人も外国人も個人形式で良いか確認の上、良ければそのように修正する。

15	文書番号	出力している自治体は少ないのではないか。	準構成員	2	別案（備考に記載）のとおり対応する	0	戸籍の附票（及びその除票）の写しは、住民記録システムから出力するものではないため、標準化の対象外とする。
16	文書番号	出力している自治体は少ないのではないか。	準構成員	2	別案（備考に記載）のとおり対応する	0	戸籍の附票（及びその除票）の写しは、住民記録システムから出力するものではないため、標準化の対象外とする。
18	発行元（住民課発行、郵便番号、住所）	出力している自治体は少ないのではないか。	準構成員	1	意見のとおり対応する	1	「発行元（住民課発行、郵便番号、住所）」は削り、宛先は残すこととして良いか確認する。
18、19、20	発行元情報（担当課、住所）	封筒に記載される	構成員	1	意見のとおり対応する	1	「発行元（住民課発行、郵便番号、住所）」は削り、宛先は残すこととして良いか確認する。
19	発行元（住民課発行、郵便番号、住所）	出力している自治体は少ないのではないか。	準構成員	1	意見のとおり対応する	1	「発行元（住民課発行、郵便番号、住所）」は削り、宛先は残すこととして良いか確認する。
20	発行元（住民課発行、郵便番号、住所）	出力している自治体は少ないのではないか。	準構成員	1	意見のとおり対応する	1	「発行元（住民課発行、郵便番号、住所）」は削り、宛先は残すこととして良いか確認する。

<項目名を変更すべき項目>

様式の番号	項目名	修正後の項目名案	項目名変更の理由	回答者	対応案	第7回	備考	
09-1	転入前住所	前住所	転居の場合と転入の場合の両方のパターンに対応するため。 ※住所が変わった事を示す為に住民票を取得する事が多いため。	準構成員	0 (この項目においては)対応しない	1	転入前住所は住民票の写しの記載事項であるため、転入後、転居を行った場合も転入前住所を表示する必要がある。 転居前住所が必要であれば、履歴として証明することで足りる。	
09-1	転入前住所	前住所	転入とは限らないので前住所に変更	構成員				
09-2	転入前住所	前住所	転入とは限らないので前住所に変更	構成員				
09-3	転入前住所	前住所	転入とは限らないので前住所に変更	構成員				
09-3	転入前住所	前住所	転居の場合と転入の場合の両方のパターンに対応するため。住所が変わった事を示す為に住民票を取得する事が多いため。	準構成員				
09-3	欄外の説明（「不要なところをアスタリスク等で対応」）		「省略」で表記している場合もあるので、「等」ではなく、明確化が望ましい。特に「***」のみの表だと、項目の記載が無いのか、あるが省略しているかがわかりにくい。また、標準仕様書で、施設の場合の続柄を空白にするとの明記もされるため、続柄が空白になっている場合の対応も記載した方がよい。	準構成員	2	別案（備考に記載）のとおり対応する	0	「不要なところをアスタリスク等で対応」の「等」を削る。続柄が空白である場合は、空白であることを証明したい場合は空白とし、空白であることを証明しない場合はアスタリスクとする（空白でない項目と同様の取扱い）。
09-1、09-3、10-1、10-3	表題		日本人__世帯票となっていますが、世帯連記の間違いではないでしょうか。	準構成員	3	今回は事務局案を示さない（第7回分科会において議論する）	1	個人票・世帯票の取扱いについて議論する。
09-1、09-3、10-1、10-3	3段目 住民となった年月日		住民となった日が***なのに住所を定めた年月日が入っています。逆ではないでしょうか。記載例とは言え、重要な例になるので修正したほうがよいです。	準構成員	1	意見のとおり対応する	0	
09-1、09-3、10-1、10-3	3人以下だった場合	全ての項目	例が4段で4名埋まっていますが、3人以下だった場合は空欄とするのか、***などを示して下さい。各段の番号も項目名も内容もすべて空欄とし、「以下空白」といった文言を氏名欄に出力するのがよいと考えます。	準構成員	1	意見のとおり対応する	0	3名以下だった場合は、各段の番号も項目名も内容もすべて空欄とし、「以下空白」といった文言を氏名欄に出力することを明記する。
09-1、09-3、10-1、10-3	日本人と外国人	表を合わせる	日本人と外国人の項目数は異なりますが、表の枠や段数は同一にして頂きたいです。理由は問5の回答に記載します。このため、日本人の「本籍」の下段に2行追加します。縦の罫線は外国人の在留資格、在留期間、在留期間満了日、在留カード番号に合わせます。日本人の場合は国籍等の欄に本籍を記載しますが、在留資格、在留期間、在留期間満了日、在留カード番号は使わないので項目名も「***」にします。	準構成員	1	意見のとおり対応する	1	念のため、それで差し支えないか確認する。



10-1	転入前住所	前住所	転入とは限らないので前住所に変更	構成員	0	(この項目においては) 対応しない	1	転入前住所は住民票の写しの記載事項であるため、転入後、転居を行った場合も転入前住所を表示する必要があります。 転居前住所が必要であれば、履歴として証明することで足りる。
10-2	旧氏	通称	外国人の場合は通称では？	準構成員	2	別案（備考に記載）のとおり対応する	0	10-1の「JUMIN MARIA」の例を基にした案に修正する。
10-2	旧氏	通称	外国人に旧氏は無いので、ここは「通称」欄ではないか。	準構成員				
10-2	旧氏	通称	日本人様式からの修正漏れかと思えます。	構成員				
10-2	旧氏	通称	誤記のため	構成員				
10-2	旧氏	通称	外国人のため通称に変更	構成員				
10-2	生年月日		外国人の生年月日が和暦表記になっている。	準構成員				
10-2	国籍等	国籍・地域	総務省のHPで明記されているため。	準構成員	1	意見のとおり対応する	0	10-1も同様に修正する。
10-2	在留期間満了の日	在留期間等の満了の日	他の項目「在留期間等」「在留カード等の番号」とあるので、「等」を記載するのが、正しいのでは？	準構成員	1	意見のとおり対応する	0	10-1も同様に修正する。
10-2	転入前住所	前住所	転入とは限らないので前住所に変更	構成員	0	(この項目においては) 対応しない	1	転入前住所は住民票の写しの記載事項であるため、転入後、転居を行った場合も転入前住所を表示する必要があります。 転居前住所が必要であれば、履歴として証明することで足りる。
10-3	転入前住所	前住所	転入とは限らないので前住所に変更	構成員				
11、12	全体	広域交付住民票と世帯連記様式の1本化	今後は広域交付住民票の様式を別にする理由はなく、世帯連記式と同一にしてよいのではないのでしょうか。	準構成員	2	別案（備考に記載）のとおり対応する	0	広域交付住民票は、住民記録システムから出力するものではないため、標準化の対象外とする。
13-1	転入前住所	前住所	転入とは限らないので前住所に変更	構成員	0	(この項目においては) 対応しない	1	転入前住所は除票の写しの記載事項であるため、転入後、転居を行った場合も転入前住所を表示する必要があります。 転居前住所が必要であれば、履歴として証明することで足りる。
13-1、13-2 14-1、14-2	消除事由	消除日は転出予定日欄を兼用にする	住基法第十五条の三には消除日は「事由の生じた年月日（第二十四条の規定による届出に基づき住民票を消除した場合にあつては、転出の予定年月日）」と書かれています。消除日が消除事由欄にあるのは誤りではないでしょうか。 転出日の欄には、転出者は転出年月日、死亡者や職権消除者は消除日、改製原は改製日を出力するのが良いと考えます。	準構成員	2	別案（備考に記載）のとおり対応する	1	13-1については、「転出届出年月日」欄を「届出年月日」欄に改めようか。また、「転出年月日」欄を削り、「消除事由」欄を「消除年月日」欄と「消除事由」欄に分け、「消除事由」欄には、「改製」、「転出」、「死亡」、「不現住」、「失踪」等と記入することとしてはどうか。
13-1、13-2 14-1、14-2	転出先住所	転出予定先住所	転出予定と転出確定の双方を記載した方が現況が把握し易いため。	構成員				
13-1、13-2 14-1、14-2	転出年月日	転出予定年月日	転出予定と転出確定の双方を記載した方が現況が把握し易いため。	構成員				
14-1	転入前住所	前住所	転入とは限らないので前住所に変更	構成員	0	(この項目においては) 対応しない	1	転入前住所は住民票の写しの記載事項であるため、転入後、転居を行った場合も転入前住所を表示する必要があります。 転居前住所が必要であれば、履歴として証明することで足りる。

14-2	除票記載事項証明書（外国人）		13-2の日本人の除票記載事項証明書は、個人ごとの形式となっているが、14-2の外国人の除票記載事項証明書は、連記式になっている。 日本人と外国人で、形式が異なる理由が不明であることと、除票で連記式にするのは困難である。除票の時点が違うので、そもそものヘッダの世帯主名もそれぞれの世帯員（の除票時点）で異なる。	準構成員	2	別案（備考に記載）のとおり対応する	1	除票記載事項証明書は、日本人も外国人も個人形式で良いか確認の上、良ければそのように修正する。
14-2	全体	レイアウトの誤り？	13-2に記載される日本人の除票記載事項証明書は個人形式ですが、14-2に記載される外国人の除票記載事項証明書は世帯連記形式です。これはサンプルの誤りではないでしょうか。	準構成員	2	別案（備考に記載）のとおり対応する	1	除票記載事項証明書は、日本人も外国人も個人形式で良いか確認の上、良ければそのように修正する。
	国籍等	国籍・地域	在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可証等で「国籍・地域」となっているため	構成員	1	意見のとおり対応する	0	

<配置を変更すべき項目>

様式の番号	項目名	配置すべき位置	配置変更の理由	回答者	対応案	第7回	備考	
03ほか	各項目		今後見直しをされる予定なのかもしれませんが、最大印字可能文字数に配慮した印字領域（サイズ）の確保が必要と考えます。また、印字内容や印字文字サイズによっても、印字領域は変わってきますので、あわせて検討をお願いします。	準構成員	0	（この項目においては）対応しない	1	記載事項は「住所」であり、「虎ノ門～」では、「住所」と言えないのではないかと。
			例：旧氏は日本人のみ、通称は外国人のみなので、印字領域を1つにしても支障ない。	準構成員	0	（この項目においては）対応しない	1	03 住民基本台帳の写し（閲覧用）は、氏名と通称欄は、間違い防止のために分けて作成することとしている。
			例：生年月日は、日本人：昭50.1.1、外国人：1970.1.1と印字すると、データの印字幅も揃って見ためもきれい。	準構成員	3	今回は事務局案を示さない（第7回分科会において議論する）	1	実務・ニーズを確認する。
08-1	住民基本台帳年報 第2～6表	第6表 職員数 委託職員以外の職員及び委託職員の項目を追加	現在の報告事項に含まれているため	構成員	0	（この項目においては）対応しない	0	第2～6表は参考を示しているが、住民記録システム標準仕様書には入れない。
09	個人番号	タイトル欄の中が左寄せになっている。	そのほかのタイトルで中央寄せのものもあるので、帳票内で統一すべきと考える。その他の帳票も同様。	準構成員	2	別案（備考に記載）のとおり対応する	0	タイトルは中央寄せとし、記載内容は左寄せとすることで統一する。
09	筆頭者	届出の年月日欄と開始位置が違う。	本籍の長さを考慮してのことと考えるが、項目タイトルの開始位置はそろえた方が見やすいと考える。本籍の長さを考慮するのなら、本籍欄と筆頭者欄は別行で表現した方がよいと考える。その他の帳票も同様。	準構成員	3	今回は事務局案を示さない（第7回分科会において議論する）	1	実務・ニーズを確認する。
09	続柄	性別とは別行にした方がよいと考える。	性別は文字数的に1文字であることは理解できるが、他の項目のタイトルと開始位置を揃えた方が見やすいと考える。その他の帳票も同様。	準構成員	3	今回は事務局案を示さない（第7回分科会において議論する）	1	実務・ニーズを確認する。
09-02 10-02	続柄、世帯主	続柄、世帯主の順で上から配置されているが、世帯主、続柄の順で上から配置したほうがよいのでは。	世帯主に対する続柄となるので、世帯主名の後に続柄がある方が妥当であると考えます。	準構成員	1	意見のとおり対応する	0	
09-1、09-3、 10-1、10-3	項目名「筆頭者」	横位置を上段の届出の年月日に合わせる	筆頭者の欄だけ位置がずれていて見づらいです。個人番号～届出の年月日と同じ列になっているとスマートではないかと考えます。本籍を少しでも長く出力しようと考えられたのだと推察しますが、この様式だと筆頭者の方が超過する確率が高いです。別欄に記載しますが、超過するときは個人様式を使えばよいと考えます。	準構成員	3	今回は事務局案を示さない（第7回分科会において議論する）	1	実務・ニーズを確認する。
09-2等		住民票の個人票関連について、世帯票と様式を統一	認証文で区別できるため、分ける必要性がない（管理する帳票が少ない方が改正等の修正範囲が最小化されるため）	構成員	3	今回は事務局案を示さない（第7回分科会において議論する）	1	実務・ニーズを確認する。
09-2、09-4	世帯主、住所、本籍、転入前住所	超過しないように項目を100文字まで出力可能にする。このため、氏名と同様に各段を2行表示にする。	枠に入りきらない長い氏名、住所の場合、手書き等によると職員様の手間もかかり、住民側も望ましくありません。世帯連記式は1枚あたりの人数を重視して文字数上限はあるし履歴も証明しない、という案はいかがでしょうか。逆に個人様式は、氏名や住所が超過しないことと、履歴を証明すること、この2点を前提の様式とし氏名以外の欄も2段にすればよいのではないのでしょうか。また、履歴についての考え方（案）にも記載しましたが、履歴証明は表形式にすることにより、よりスマートになるものと考えます。	準構成員	3	今回は事務局案を示さない（第7回分科会において議論する）	1	世帯連記式の場合に4人を入れることを前提とした場合、氏名・住所・本籍・転入前住所の欄を100文字まで出力可能にすると、履歴等の記載欄が小さくなる又はなくなるが、それでも良いか、確認する。

09-03、10-03、13-02、14-02	性別	証明書発行指示画面の指示内容に応じて、性別データの印字有無ではなく、性別欄そのものの印字有無を変更する。性別欄を印字しない場合は、続柄欄を先頭から印字する。	システム改修にあたり、当社ユーザに改修方法をヒアリングした結果、性別欄そのものの印字有無を変更してほしいとの要望が多かった。	準構成員	2	別案（備考に記載）のとおり対応する	0	「性別」欄を削って「続柄」欄をずらすと、システム上、複雑になると考えられるため、「性別」欄を非表示とする場合、「性別」という文字もアスタリスクとすることどうか。
09-1、09-2、09-3、10-1、13-1、13-2、14-1	氏名	氏名の右に、個人番号、住民票コードが配置されているが、氏名は横一杯まで拡張し、代わりに個人番号、住民票コードは旧氏の下に1行で並べて配置。	外国人を考慮すると、氏名欄の桁あふれを極力少なくするために、氏名欄は最大枠確保すべき。	準構成員	3	今回は事務局案を示さない（第7回分科会において議論する）	1	世帯連記式の場合に4人を入れることを前提とした場合、氏名を横一杯まで確保すると、履歴等の記載欄が小さくなる又はなくなるが、それでも良いか、確認する。
09-1、09-2、09-3、10-1、13-1、13-2、14-2	筆頭者	本籍の右に、筆頭者が配置されているが、筆頭者を本籍の下行に配置し、本籍・筆頭者とも横一杯まで拡張。	同一レイアウト内の住所、転入前住所は、横一杯まで確保されているため、本籍も横一杯まで確保したほうが統一性がある。また、システムの観点で言えば、住所項目が同じレイアウト幅で統一されている方が実装共通化されて都合が良い。	準構成員	3	今回は事務局案を示さない（第7回分科会において議論する）	1	世帯連記式の場合に4人を入れることを前提とした場合、本籍を横一杯まで確保すると、履歴等の記載欄が小さくなる又はなくなるが、それでも良いか、確認する。
13、14	住所、世帯主	帳票の先頭ではなく、09-2のように表の中（本籍の上）に個人ごとに印字する。	・除票の写しは、実務上、個人票で良いと考えます。 ・また、各ベンダーのシステムの仕様によりますが、同一世帯内に住所や世帯主が異なる除票者が含まれる場合があります。この場合、帳票の先頭に住所と世帯主があると、証明書は2通に分けて印字する必要があります。 例：主の太郎が死亡→妻だった花子を主に変更→花子が死亡・・・太郎と花子の世帯主は異なる。 例：子の次郎が死亡→主の太郎と妻の花子が全部転居→花子が死亡・・・次郎と花子の住所は異なる。※全部転居なので世帯番号が変わらない。システム上、死亡している次郎も引き連れて転居となる。	準構成員	2	別案（備考に記載）のとおり対応する	1	13、14については、09-2に倣って修正する。 世帯が同時に転出した場合等のため、世帯連記式の除票の写しが必要かは確認する。
	住民票コード	個人番号の上		構成員	0	（この項目においては）対応しない	0	配置変更の理由が示されていないため、原案のとおりとする。
	個人番号	住民票コードの下		構成員	0	（この項目においては）対応しない	0	配置変更の理由が示されていないため、原案のとおりとする。
55	タイトル	首長名の下中央		構成員	0	（この項目においては）対応しない	0	配置変更の理由が示されていないため、原案のとおりとする。

（問5）今回お示した案では、住民票の写し等(09、10、13、14、15、16)について、世帯連記式の部分については、日本人と外国人のいずれも同じサイズのレイアウトを用意し、そこにそれぞれのテーブル（個人ごとの個別情報）を差し込むことで、共通のフォームを使用するという前提で、案をお示ししています。この方法について、対応の可否や懸念を御記入ください。

共通サイズレイアウト利用への対応可否	その理由や懸念点	回答者	対応案	第7回	備考
対応可能です		準構成員	（この項目においては）対応しない	0	アスタリスクの行を挿入し、日本人と外国人の表の枠や段数を同一にすれば、「世帯連記式の部分については、日本人と外国人のいずれも同じサイズのレイアウトを用意し、そこにそれぞれのテーブル（個人ごとの個別情報）を差し込むことで、共通のフォームを使用する」という方針で、準構成員全員が対応可能であることが確認できたため、原案のとおりとする。
対応可能です。	特にありません。	準構成員			
弊社パッケージでは現状も同じであり、対応問題ありません。		準構成員			
対応可	現在パッケージで対応しているため。	準構成員			
可	特になし	準構成員			
対応困難 不可能ではないがコストパフォーマンスが悪い	帳票様式を作る場合、罫線や文字の位置は固定が望ましいです。住民区分や印刷内容に合わせて位置を変えるのはプログラムが複雑になります。備考欄の開始行も動的になってしまうため、証明できる履歴の数も動的になってしまう、ユーザ側としてもわかりにくくなってしまいます。また、動的な表変更はプリンタ機種や解像度などによって変わる可能性があります。罫線の位置、文字の位置はできるだけ固定化するのがよいと考えます。（項目名を可変にしたり、表示非表示を切り替えるのは罫線を変更するわけではないので上記懸念事項には該当しません。）このため、罫線は証明項目数の多い外国人に合わせ、日本人の場合に使わない項目は、項目名を***にするなどをして対処するのが望ましいです。	準構成員			
可能です。	現行システムで実現しており、特段の懸念事項は有りません。	準構成員			